

Payment Service Provider(PSP)について

2014年10月30日



目次

1. PSP（決済代行）とは
2. PSPのサービス概要
3. PSPの契約形態（例）
4. PSPが果たしている役割
5. PSP 及び EC決済における課題
6. EC決済協議会の概要と健全化に向けての取り組み

PSPには包括型や包括代理店型の他に、情報処理業務のみ行う業務代行型や斡旋業務型など様々な形態がある。また、これらの形態を同一事業者が提供するケースもある。決済代行の実体を明確にする意味では、それぞれの形態において契約・加盟店審査/管理・決済データ処理/保持等の責任主体を明確にしたうえで議論すべきと考える。ここでは、国内PSPの一般事例として、弊社（ベリトランス）を事例ととりあげつつ、包括代理店型について、重点を充てて説明をする。

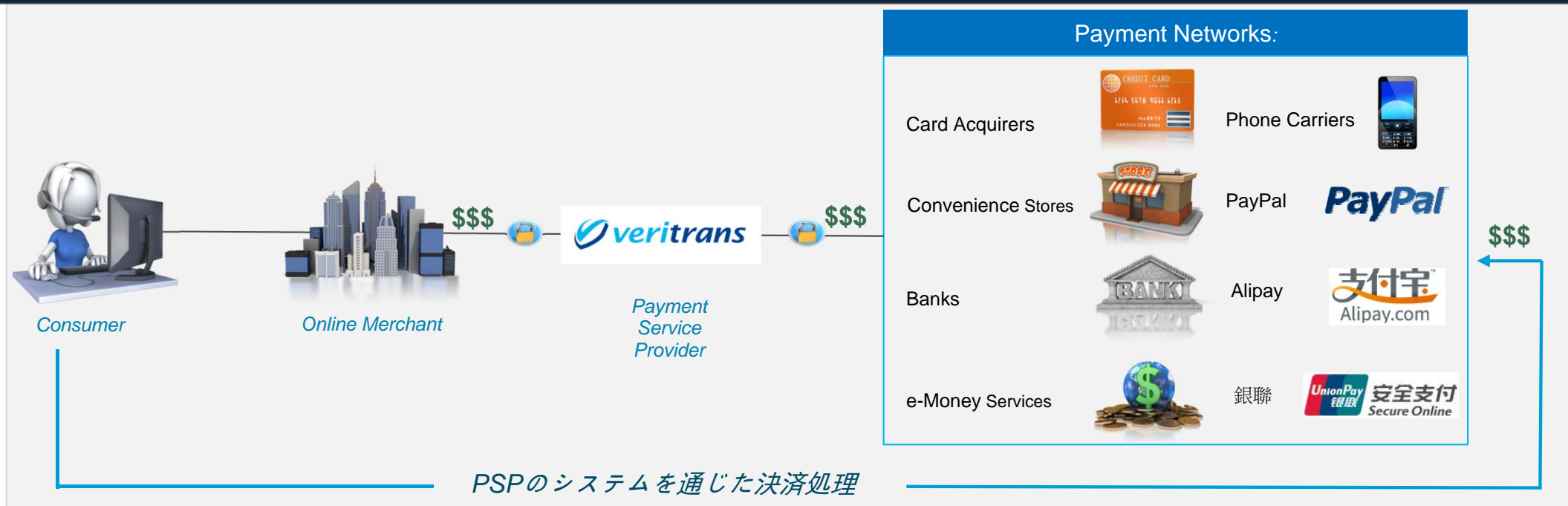
国際ブランドのマスターカードでは、包括加盟店型の決済代行業者を「ペイメント・ファシリテータ (Payment Facilitator)」、情報処理業務や斡旋業務のみを行う事業者を「サービス・プロバイダ (Service Provider)」と呼んで区別している。

VISA でも包括加盟店を介した加盟店契約は存在し、店子加盟店に相当する販売事業者は「スポンサード・マーチャント (Sponsored Merchant)」、スポンサード・マーチャントとアクワイアラとを仲介する事業者は「ペイメント・サービス・プロバイダ (Payment Service Provider)」と呼ばれる。ただし「ペイメント・サービス・プロバイダ」という用語自体は、包括加盟店の形態を取らずに各種の仲介業務(情報処理業務や斡旋業務など)を行う事業者についても用いられることがある。

2. PSPのサービス概要 (1) 立ち位置と役割

EC事業者（加盟店/マーチャント）と金融機関（カードアクワイヤラー、銀行など）の間に立ち、「システム連携（構築、運用）」「障害対応」などのサービスをEC事業者を提供するとともに、いわゆる包括契約によって、「契約」「入金」等のワンストップソリューションを提供している。

PSPの立ち位置と役割について



2. PSPのサービス概要 (2) 加盟店に提供する付加価値

- 1) PSPは加盟店に対して決済サービスのワンストップソリューションを実現している。
提供する決済サービスはカード以外にも複数ある。



- 2) ワンストップソリューションの中には、カード会社をはじめ複数の決済事業者との契約、接続、運用、障害時対応も含まれる。
- 3) セキュリティー面ではPCI-DSS完全準拠し、カード取引においてはセキュリティーコード、3Dセキュアに対応している。
また、カード番号を保持せずに、カード決済を行うことも可能に。

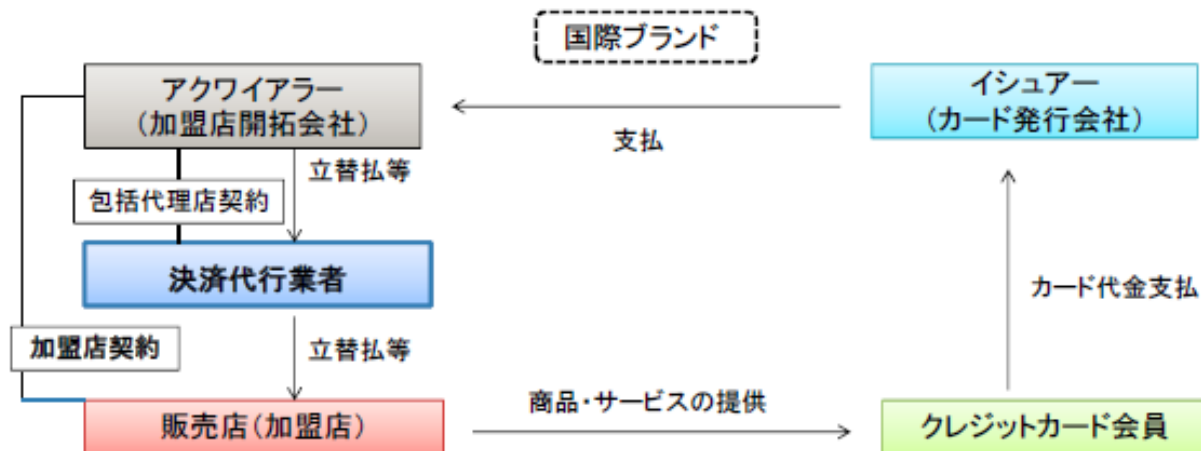
PSPの存在は、契約、開発、運用、システム維持等さまざまな点で加盟店にとって
メリットを生んでいる。

3. PSPの契約形態 (1) 包括契約の概要

いわゆる決済代行サービスには様々な形態※があるが、国内決済代行業者のほとんどは包括代理店型の契約によりサービス提供している。

1. 決済代行の種類

(1) 決済代行会社 (包括代理店型) [国内]



※加盟店に代わってアクワイアラーと決済データの授受を行う情報処理業務、カード取り扱いを希望する加盟店をアクワイアラーに取り次ぐだけのあっせん業務、アクワイアラーが加盟店の審査を行わない包括加盟店契約などがある。

不良加盟店やクロスボーダー決済代行のトラブル事案はアクワイアラーが加盟店審査を行わない包括加盟店契約方式で発生することが多いと考えられる。この場合、アクワイアラーがPSPを監督出来ていないことが原因であることが多い。

国際ブランド (VISA) のサードパーティ・エージェント登録制度 (TPA登録制度) において、PSPに関するルールの中に「アクワイアラーはPSPをTPAとして登録し、TPAおよびスポンサー加盟店の活動・行動について常に監視・管理する義務を負う」という条項があり、PSPに対する監督責任を明確にしている。

① 業務形態

- ・ 販売店のシステム運営、売上管理等の業務の代行。
→ コストの節約
- ・ 業務の請負範囲は決済代行業者のサービスメニューによって異なる。
- ・ カード請求明細書上、請求元の名称は販売店名。

② 加盟店管理： 販売店の業務の適正は、加盟店契約先であるカード会社が管理

第89回消費者委員会 (2012年5月22日) 資料7 (経済産業省提出資料) 「決済代行問題」より

3. PSPの契約形態 (2) 包括契約下の業務概要

Q1. 決済代行業者はアクワイアラーや加盟店とどういった契約を結んでいるのか？

A. 決済代行業者の契約内容が統一されていないわけではなく、あくまで一つの事例としての説明となる。(ただし、カード会社側が決済代行業者各社ごとに契約内容を差別化するには考えにくいいため、契約内容はおおむね同じと考えられる。)

1) 決済代行業者とアクワイアラー間は「カード包括加盟店代理契約」を締結
包括代理契約の中身は、下記の加盟店業務を代理する権利をカード会社(アクワイアラー)から与えられているだけであり、立ち位置としてはあくまで加盟店の代理である。 ※アクワイアラーの代理ではない。

<加盟店の代理として行う業務(例)>

- (1) 信用販売の申込み受け
- (2) 加盟店に関する届け出
- (3) 加盟店の申請
- (4) 売上承認の取得
- (5) 売上請求に関する事項
- (6) その他、決済代行業者および加盟店が合意し、カード会社が承認した業務

2) 決済代行業者と加盟店間は「収納代行サービス契約」を締結
収納代行とは、加盟店が提供する商品代金の回収または収納の代行、商品代金の回収または収納に関わる情報の伝送・処理サービスおよびこれに付随するサービスを含む。
決済代行業者は加盟店から下記業務を加盟店の代理人としてカード会社と行うことを受託している加盟店の代理人である。(加盟店から委託されている関係性)

<加盟店の代理として行う業務(例)>

- (1) カード会社への売上承認の依頼もしくは通信販売の申込
- (2) 売上承認の取得
- (3) 売上請求に関する業務
- (4) 商品代金のカード会社からの受領
- (5) その他、加盟店および決済代行業者で合意した業務

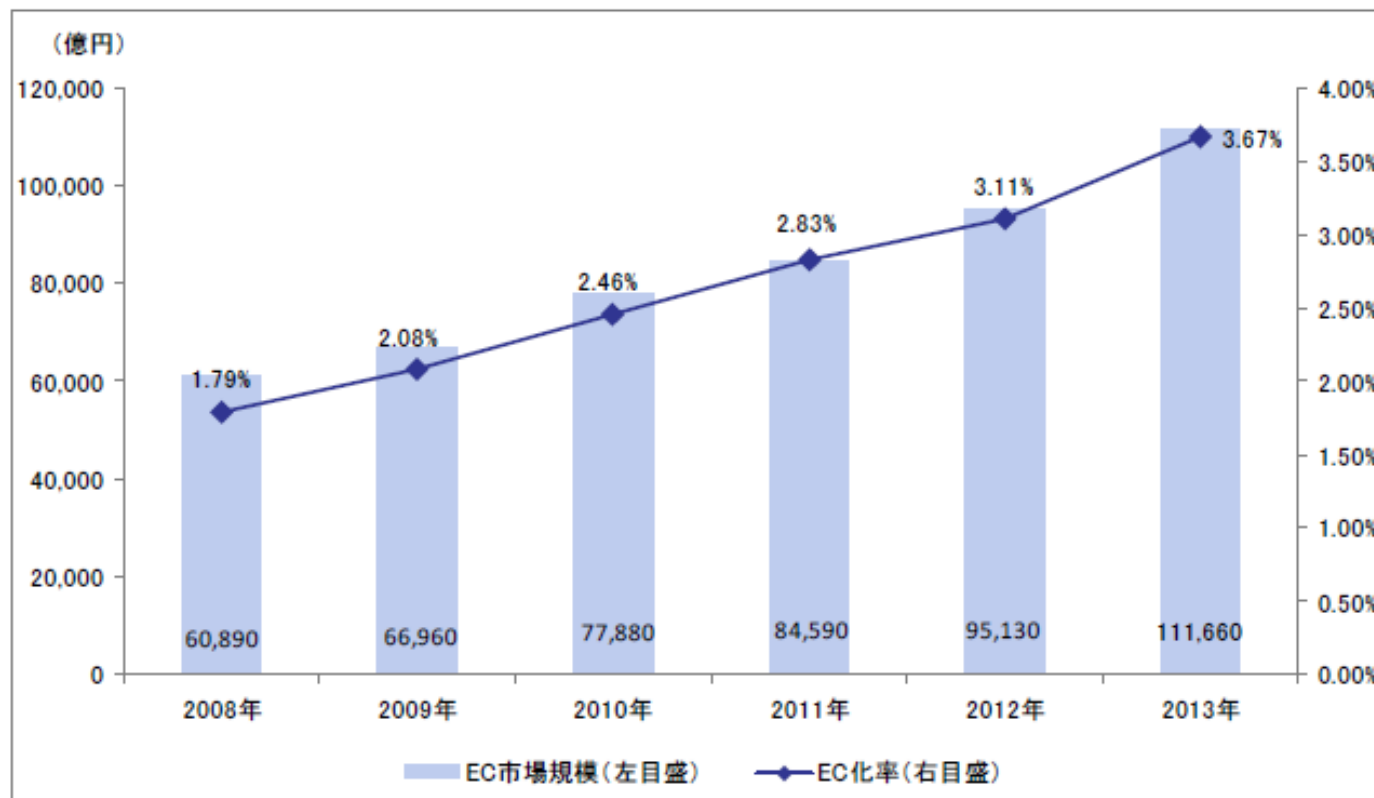
※決済代行業者はカード会社の代理人ではない。
決済代行業者が加盟店審査及び途上管理を行うのは包括代理の権利を取得するのに伴う義務である。
決済代行業者は加盟店を審査する権限が無いにも関わらず、加盟店の最終責任を負わされている(連帯責任を負う)状態である。この点については権利と義務のバランスをとって欲しいという要望は有る。

Q2. リンク型決済(加盟店サイトから決済代行業者サイトに遷移し、そのサイトでカード情報を入力して決済するパターン)の場合、消費者から決済代行業者が直接カード情報を取得して決済を行うという観点で、消費者の代理人とみなされるか？

A. 決済代行業者は消費者の代理人ではない。
この質問は決済というより個人情報保護法で検討すべき内容である。
決済代行業者は加盟店から決済に関わる個人情報取り扱いの委託を受けているのである。個人情報保護法の義務と責任を負うが、加盟店が決済代行業者に個人情報の取り扱いを委託する際に、消費者から第三者提供の同意取得する必要はない。予め加盟店が個人情報取得の利用目的を消費者に告知していれば問題は無い。
(国会でも論争はあったが、産業界のニーズにより委託先の事業者名を告知する必要はないのが現状である)

日本のBtoC-EC 市場規模の推移 (2008年～2013年)

「平成25年我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備 (電子商取引に関する市場調査) 報告書より



加盟店にとって利便性の高いEC決済インフラを提供できたことにより
ECの発展につながったといえるのではないだろうか。

不統一な業界基準や業者ごとに管理基準や提供するサービスのムラが大きく、不正加盟店の温床となることもある。

また、PSP自身が消費者、加盟店に対する加害者となる可能性も存在する

業界として、健全性が求められる課題

1. 加盟店管理/審査の健全性

2. データ管理の健全性

3. 財務面での健全性

EC加盟店審査基準において、PSP、アクワイヤラーごとの差が大きい

(参考)ベリトランスでの加盟店審査項目

- ① 加盟店の財務状況の審査
- ② 取り扱い商材の審査
- ③ サイト表記及び販売方法の審査

悪徳業者、不良加盟店 及び 不良決済代行会社は、
審査が甘い決済代行会社やアクワイヤラーに流れやすい

昨今の事案の傾向：

- 大規模加盟店だけでなく、小規模加盟店における漏洩事件
- 加盟店でなく、運用受託企業からの漏洩事件

(2010年8月：ネットスーパーシステム会社からのカード情報漏えい)

⇒ SQLインジェクション等に代表される総当たり方式により
セキュリティ対応未実施のサーバは、すべからくアタックの対象へ

カード番号を持たない運用 もしくは
カード番号保有の際は、PCI DSS遵守を徹底すべき

各種体制の拡充を継続的に強化

情報漏洩
対策

業界他社に先駆けたPCI DSSへの
対応に加え、持たざる決済を提唱

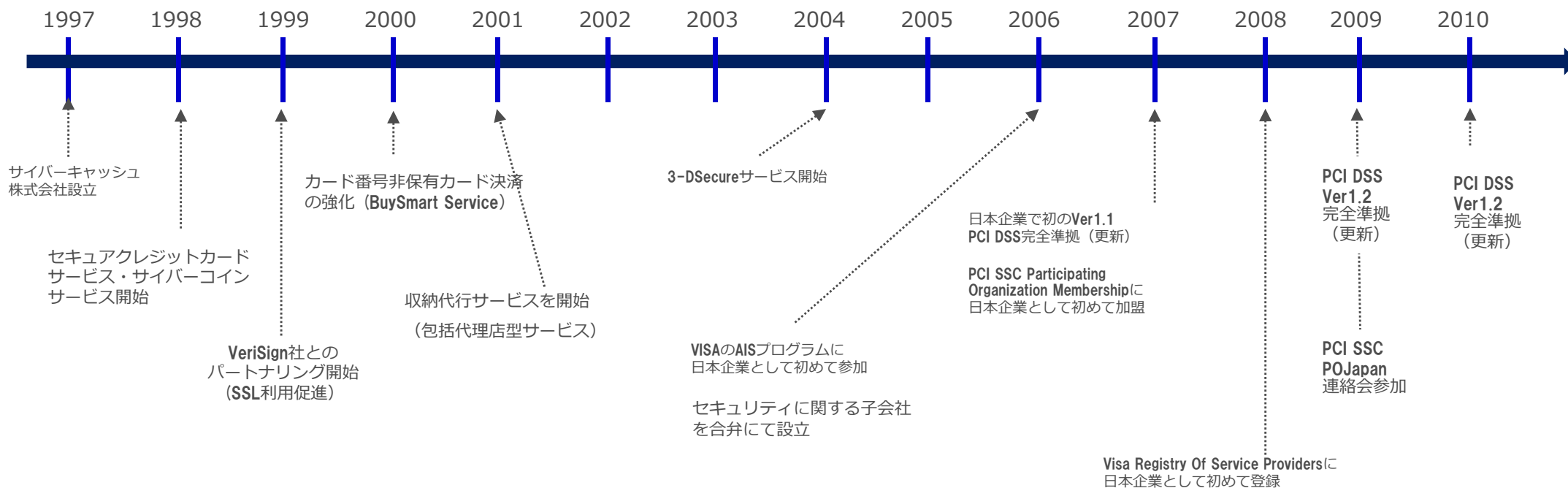
本人認証

3-D Secureとセキュリティコードの併用、
「MPIホスティングサービス」の提供

加盟店管理

業界他社にはない加盟店審査室の設置
カード会社とも連携した加盟店管理

(ご参考)PSPとしてのベリトランスのセキュリティ対応



- SSL通信による安全な通信による決済サービス/**3-D Secure提供**
- **カード番号非保持の推進**
- **PCIDSS** (決済業界向けセキュリティ基準) の素早い遵守、継続
- 加盟店および業界へ向けた情報提供

6. EC決済協議会の概要と健全化に向けた取り組み

EC決済協議会では下記事項について具体的な取り組みの実践を目指している。現状は最低限の水準を設けているのみだが、これを漸次改善していくために具体的な手段、基準の制定に向かっている。

主な自主ルール項目

1. 健全な業務運用に向けた取り組み

5. 消費者保護に向けた取り組み

2. 不良加盟店排除に向けた取り組み

6. 加盟店保護に向けた取り組み

3. 加盟店管理(途上管理)に向けた取り組み

7. 情報セキュリティに向けた取り組み

4. 国際ブランドが禁じたクロスボーダー取引の禁止

8. 不正利用防止に向けた取り組み

9. 反社会的勢力排除に向けた取り組み

EC決済協議会の運営基盤と体制（2014年6月1日以降）

1. 形態は任意団体

2. 入会基準・自主ルールを規定した組織（簡易理事制）

現状：正会員7社・賛助会員1社

正会員：株式会社イーコンテクト、GMOペイメントゲートウェイ株式会社、サイバーソース株式会社、株式会社スマートリンクネットワーク、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社、株式会社ペイジェント、ベリトランス株式会社

賛助会員：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

会長：沖田 貴史（ベリトランス株式会社）

副会長：久田 雄一（GMOペイメントゲートウェイ株式会社）

副会長：南 啓二（株式会社スマートリンクネットワーク）

3. 当面、会費・事業収益は求めない

4. 運営事務局を設置する

事務局は会長会社に置き、運営する。

サービスプロバイダーはもとより、
業界をあげて取り組む姿勢が必要では？

- ✓ カード番号に基づく運用の是正
- ✓ 非保有による加盟店インセンティブの創出
- ✓ PCI DSS準拠義務の実効性

真面目に取り組む企業が報われる仕組み作りを

ECにおいて重要性を増すサービスプロバイダー

- ① 現状は、無資格・届出の必要もない
- ② 多重契約により、実態把握が困難
- ③ Visa Registry of Service Provider

モラルに過度に依存しない、公平で透明性ある
仕組み作りが求められている

■ 個社の利益でなく、業界全体の利益を

■ 正直者が馬鹿をみない業界に

- 足並みの不統一は抜け穴を生む
- 過度な営業優先体制はモラル低下を生む
- 公平で透明性の高い制度設計を

場当たりの、対症療法的な対策は
逆選択を生むリスクも